

広報紙の配布について

【内容】

田辺市広報紙発行規則 第3条に「広報紙は、市内各世帯その他市長が必要と認める者に無料で配布するものとする」とありますが、どのようにすれば配布していただけるのでしょうか？ ごみカレンダーについても同様です。各町内会で配られているようですが、町内会に入っていない家庭は配らないと言う町内会もあれば、入っている、入っていない関係なしに全戸に配られる町内会もあるようです。田辺市としては前者と後者のどちらの町内会が正しいとお考えでしょうか？

【回答】

広報紙等の配布については、ご指摘されるとおり、規則によって各世帯に無料で配布することになっています。また、本市では、町内会や自治会等に委託し、広報紙等の配布を行っています。以前は町内会未加入世帯への配布漏れがあり、ご指摘を受けた経過もございますが、現在は町内会自治会等の全世帯に対し、町内会・自治会への加入、未加入にかかわらず、広報紙等の配布を行っていただいています。ただ、出入りの激しいアパートや新築マンション等においては町内会、自治会等での把握が困難な場合や配布が遅れるといった場合も見受けられます。このような場合については、未配布世帯からの連絡を受け、市役所から該当の町内会長等に速やかに連絡を取り、配布体制をとっていただいています。

(担当：広聴広報課)